

## 入札説明書

この入札説明書は、制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館財務規程（以下「財務規程」という。）、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館財務規程施行細則（以下「施行細則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

#### （1）調達物品の件名及び数量

自立型タッチパネル式券売機 一式

#### （2）調達物品の仕様

別紙仕様書のとおり

#### （3）納入期限

令和8年3月31日（火）

#### （4）納入場所

鳥取県鳥取市西町三丁目202（わらべ館）1F受付前

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### （1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### （2）令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者であり、かつ、その業種区分が「物品の販売／文具・事務用機器類／事務・OA機器」として登録されている者であること。

#### （3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 契約をする者

鳥取県鳥取市西町三丁目202番地

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館

理事長 酒嶋 優

#### 4 契約担当部署

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 事務局

#### 5 配付資料

- ・券売機仕様書
- ・入札参加資格確認書（様式第1号）
- ・質問書（様式第2号）
- ・委任状（様式第3号）
- ・入札書（様式第4号）
- ・契約保証金免除申請書（様式第5号）

#### 6 入札手続等

##### （1）入札の手続に関する問合せ先

〒680-0022 鳥取県鳥取市西町三丁目 202

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 事務局 矢木、岩城

メールアドレス [keiri@warabe.or.jp](mailto:keiri@warabe.or.jp)

##### （2）競争入札参加資格者に関する問合せ先

同上。

##### （3）入札説明書等の交付方法

必要に応じて入札日までの間にインターネットのわらべ館ホームページ（<https://www.warabe.or.jp/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、（1）の場所において直接交付するので申し出ること。

##### （4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、下記要領のとおり（1）の場所に送付すること。

郵便入札者は、次の方法により入札書を郵便により提出するものとする。

- ① 入札案件ごとに、内封筒・外封筒の二重封筒にすること。
- ② 内封筒には、表面に「〇回目 入札書」と表記のうえ、件名、入札者の商号又は名称及び連

絡先(電話番号)を明記し、入札書（様式4）を封入すること。入札書を封入した内封筒は1回目から3回目まで最大3通作成することができる。

③ 外封筒にあっては、「入札書在中」と表記し、入札書を封入した内封筒を封入すること。

#### （5）入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札及び開札の日時

令和8年2月20日（金）午前10時00分。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、前日午後5時までとする。

##### イ 場所

鳥取市西町三丁目202 わらべ館2階会議室

### 7 入札に関する問合せの取扱い

#### （1）疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより6の（1）の場所に令和8年2月17日（火）午後5時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

#### （2）疑義に対する回答

（1）の質問及び回答については、令和8年2月19日（木）までにインターネットのわらべ館ホームページ（<https://www.warabe.or.jp/>）により、準備のできたものから閲覧に供する。

#### （3）現地説明会

予定していないため、設置予定場所を確認したい場合は担当まで申し出ること。

### 8 入札参加者に要求される事項

- （1）本件入札に参加を希望する者は、9の事前提出物を作成し、6の（1）の場所に令和8年2月19日（木）午後5時までに、メール又は郵便等又は持参の方法により提出しなければならない。  
なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。
- （2）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- （3）提出部数は1部とし、その規格はA4判とする。
- （4）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- （5）提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札及び契約に係る事務以外の用途には使用しない。

### 9 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

#### （1）入札参加資格確認書（様式第1号）

## 10 入札の資格審査について

- (1) 9の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、不備があった場合は通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、財団理事長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年2月25日（水）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

## 11 入札について

- (1) 入札書（様式第4号）を使用すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札金額は、機器代及び保守料5年分の一括の金額を記載すること。また、内訳として機器代と保守料を明記すること。
- (3) 機器代には、搬入、設置（固定※安全上必要な場合のみ）、初期設定、納入時に使用可能な状態とするための用品代に要する費用の一切を含めること。
- (4) 機器本体には1年間の製品保証を付すること。ただし、メーカー等が1年を超える保証を行うとした場合は、その保証期間を適用する。また、契約期間中は原則としてオンサイト保守を行うこと。
- (5) 機器の保守は、令和8年4月1日から少なくとも5年間（60ヶ月）提供すること。
- (6) 機器の保守は、次のとおりとすること。
  - ア 故障が発生したときには、特段の事情がある場合を除き、原則、当日または翌日の午前中までに修繕等の一次対応をすること。
  - イ 保守作業の受付及び実施は、少なくとも平日の午前9時から午後5時まで対応すること（年末年始は除く）。
  - ウ 県下にハードウェアのサービス拠点を有し、導入機器の障害・修理等に対して迅速に対応できること。
  - エ 保守料には、訪問修理時の出張料、作業費、部品代等復旧に要する費用を含めること。
  - オ ただし、以下については、保守契約の対象外とする。
    - (ア) 不適切な使用、取り扱いに起因する故障
    - (イ) 故意または重大な過失に起因する故障
    - (ウ) 製造会社、または製造会社の指定する者以外の改造等に起因する故障
    - (エ) 消耗品の補充、交換
    - (オ) 日常清掃

- (カ) 天災等により生じた故障
- (キ) 経年劣化による損耗部品の交換
- (ク) 機器のオーバーホール

- (7) 機器代は、機器の運用開始後に、保守料は年度ごとにそれぞれ支払うものとする。
- (8) 入札者は、政令、会計規則、財務規程、施行細則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (9) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。
- (10) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (11) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (12) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第3号）を6の（5）イの場所に提出しなければならない。
- (13) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 理事長 酒嶋 優」とすること。
- (14) 再度入札は2回とする（初度入札と併せて3回とする。）。
- (15) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (16) 入札後、本件委託業務に関して、仕様書及び、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (17) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない財団の職員にくじを引かせるものとする。

## 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金  
落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項を準用する施行細則第8条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。  
なお、会計規則第112条第4項及び財務規程の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら速やかに契約保証金免除申請書（様式第5号）を6の（1）の場所に提出すること。

### 13 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 2に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (6) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (7) 政令、会計規則、財務規程、施行細則、本件公告、仕様書又はこの入札説明書に違反した入札
- (8) 記名押印のない入札書による入札
- (9) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (10) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

### 14 落札者の決定方法

本説明書に示した業務を履行できると判断した入札者であって、財務規程に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

### 15 契約書作成の要否

要

### 16 手続における交渉の有無

無

### 17 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめがあることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として入札見積金額の 10

分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア） 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ） 暴力団員を雇用すること。

（ウ） 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ） いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ） 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ） 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ） 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

#### （5）再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア） 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

（イ） 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

#### （6）12の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第5号）を、6の（1）の場所に提出すること。